

社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会（第8回）

平成29年5月17日(水)
13:00～15:00
経済産業省別館
238各省庁共用会議室

議事次第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 民間建築物におけるアスベスト対策のあり方について

3. そ の 他

4. 閉 会

配布資料一覧

- 資料1 アスベスト対策部会委員名簿
- 資料2 建築物におけるアスベスト対策の経緯
- 資料3 民間建築物のアスベスト対策の今後の方針について
- 資料4 今後の取組方針について（案）

- 参考資料1 アスベスト対策ワーキンググループ委員名簿
- 参考資料2 建築基準法による規制
- 参考資料3 前回部会で示された今後の検討課題について
- 参考資料4 アスベストが使用された可能性のある民間建築物（推計）
- 参考資料5 民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況（推計）
- 参考資料6 建築物石綿含有建材調査者講習 都道府県別修了者数
- 参考資料7 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の概要
- 参考資料8 第7回アスベスト対策部会議事録

社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会
委員名簿

- (委員) 深尾 精一 首都大学東京名誉教授
飯島 淳子 東北大学大学院法学研究科教授
- (臨時委員) 名取 雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
本橋 健司 芝浦工業大学建築学部建築学科教授
- (専門委員) 漆原 肇 日本労働組合総連合会社会政策局次長
田久 悟 全国建設労働組合総連合労働対策部長
青柳 一彦 東京都都市整備局市街地建築部長

(敬称略)

H17 アスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会)(同上)

H19.12 総務省勧告

<勧告の内容>

- ・1,000㎡未満の小規模民間建築物等について、的確かつ効率的な把握方法の検討
- ・吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の推進

⇒アスベスト対策部会・WGにおいて民間建築物の調査の推進方策等を議論(H20.9～H21.6)

H27.6 財務省執行調査

<執行調査における指摘>

最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから支援制度を見直すべき

⇒執行調査での指摘を受け、以下のとおり補助期限を設定
[含有調査]H29末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H27末まで)
[除去等] H32末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H28末まで)

H28.5 総務省勧告

<勧告の内容>

- ・アスベスト使用実態把握の適切な実施
- ・小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整備の推進

建築物におけるアスベスト対策(H17～)

建築基準法の改正

(H18. 2)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物におけるアスベスト調査の推進

(H17. 12～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援

(H17創設→H20拡充)

民間建築物等について補助を実施。
・調査 : 国10/10
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

実態把握のための環境整備など(H21～)

建築物石綿含有建材調査者の育成

(H22～)

【H22～24】

・調査者講習カリキュラム・テキスト作成、モデル実施(効果検証)

【H25. 7】

・建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【H26. 5】

・関連業界団体へ調査者の活用促進にかかる周知

実態把握のための取り組み

(H25～)

【H25～H26】

・自治体向けの調査マニュアルの検討・作成

【H26～H27】

・調査マニュアルの普及(全国で講習会を実施)

飛散性調査 (基準整備促進事業)

(H21～25)

【H21～H25】

・吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている室における石綿の飛散状況等について調査
⇒吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散がみられないことなどを結論

第7回アスベスト対策部会(H26. 12)

①建築物石綿含有建材調査者の育成状況

②アスベスト使用実態調査の進捗状況

⇒①②の3年程度後の状況を踏まえて課題等を整理し、WGで必要な改善策等の検討を進めることとされた。

現状の把握と改善策等(H27～)

建築物石綿含有建材調査者の育成・活動促進

【H27】

・調査者の活動状況にかかるアンケート調査の実施

【H28. 4】

・調査者をアスベスト改修事業の補助要件に位置づけ
【調査者登録数】計859名(H29.4末)

小規模建築物を含めた実態把握に向けた取り組み

【H27～H28】

・定期報告対象建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(全国)
・小規模建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(横浜市)
・台帳の整備状況など地方公共団体における取組状況に関するアンケート調査(全国)

民間建築物のアスベスト対策の今後の方針について

社会資本整備審議会
建築分科会 アスベスト対策部会
アスベスト対策ワーキンググループ

1. はじめに

＜アスベスト対策部会(H26.12.17)での議論＞

- 今後の民間建築物のアスベスト実態調査等を着実に進めるため、実態調査の進捗状況や建築物石綿含有建材調査者の育成状況を踏まえながら、対策の実効性をより高め、3年程度後の状況を踏まえ課題等を整理することを目的とし、引き続き、ワーキンググループでこれまでの検討内容の検証及び必要な改善策等の検討を行うことが必要である。

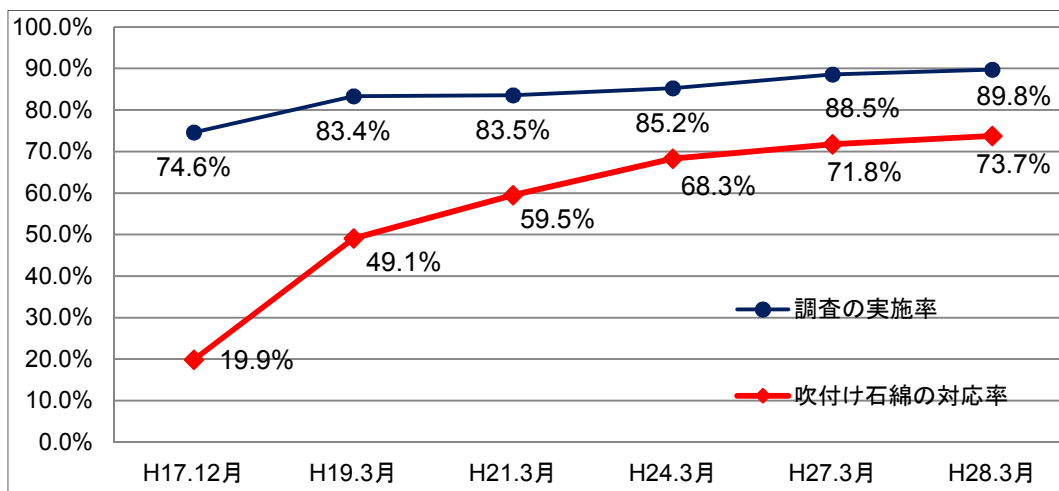
平成 26 年 12 月の第 7 回アスベスト対策部会においては、今後のアスベスト対策の実効性を高めるため、アスベスト実態調査の状況や建築物石綿含有建材調査者の育成状況などを把握し、今後の対策推進への課題整理を行うこととされたところ。

以下において、第 7 回の部会後に実施してきた調査・検討内容の結果や、今後必要とされる対策について、とりまとめた。

2. アスベスト使用実態調査の進捗状況

(1) 大規模民間建築物における状況

平成 17 年以降、床面積おおむね 1,000 m²以上の大規模民間建築物について、9 割程度の建築物について使用実態の把握がされている状況であるが、現在、調査の進捗については停滞している状況。



- ・ 調査対象 : 約 26.6 万棟
→うち報告済 : 約 23.8 万棟 (報告率 90%)
- ・ 露出してアスベスト等が吹付けられている建築物 : 約 1.6 万棟
→うち対応済 : 約 1.1 万棟 (対応率 74%)

図 1 大規模民間建築物の調査結果 (H28. 3. 7 現在)

残り 2.8 万棟が未報告であるが、報告済みの建築物と同程度の割合で吹付けアスベスト等が使用されているものと仮定すると、約 1,900 棟の建築物において、吹付けアスベスト等が使用されていると推計できる。

(2) 小規模民間建築物における対策状況

床面積 1,000 m²以下の小規模民間建築物においては、平成元年以前に建築された建築物を対象としても約 130 万棟あると推定されているが、全国的な対策状況について、網羅的な把握はできていない。

平成 28 年度は、今後重点的に対応する必要があるこの 130 万棟について、吹付けアスベスト等がどの程度使用されているかの推計を行うことを目的として、次の①、②の調査を実施し、③のとおり推計した。

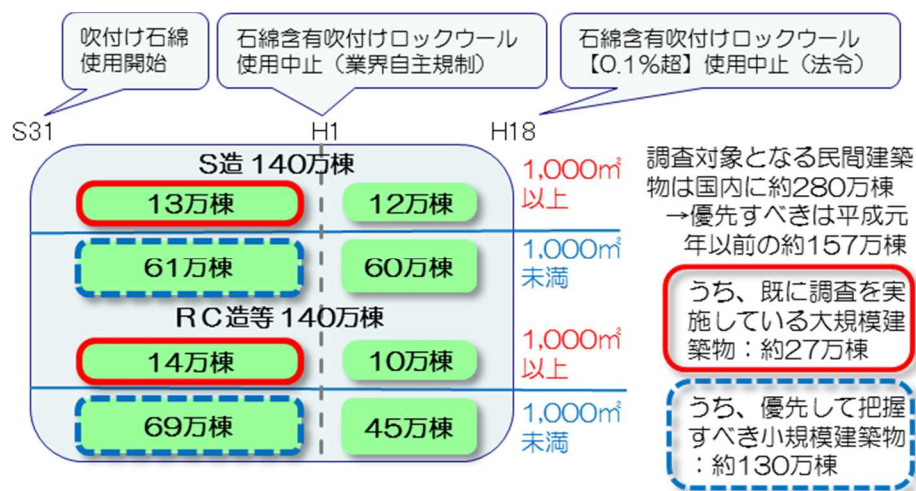


図2 アスベストが使用されている可能性のある民間建築物 (推計)

① 定期報告対象建築物における対策状況

建築基準法第12条による定期報告の対象となる建築物においては、定期報告の項目として、吹付けアスベスト等の有無や飛散防止対策の状況について確認(別紙3-1)をしていることから、全国の特定行政庁において、平成25年度から27年度までに受理した定期報告の結果を活用して、小規模民間建築物におけるアスベスト使用実態及び対策状況について、表1のとおり整理した。

これによると、吹付けアスベスト等の使用状況が把握されている8,165件((A)-(G))の建築物のうち、吹付けアスベスト等が使用されている建築物は374件(約4.6%)である。また、このうち対策済みである建築物は231件(約61.8%)、対策未実施の建築物は143件(約38.2%)である。

表1 定期報告結果を活用した小規模民間建築物におけるアスベスト使用状況の調査結果

調査対象の建築物の数 (A)	9,393
吹付けアスベスト等を使用している建築物の数 (B)	374
飛散防止対策済の建築物の数 (C)	231
飛散防止対策未実施の建築物の数 (D)	143
措置の予定有 (E)	28
吹付けアスベスト等が使用されていない建築物の数 (F)	7,735
吹付けアスベスト等の使用状況が不明な建築物の数 (G)	1,228

表2 定期報告対象の小規模民間建築物におけるアスベスト対策状況
(都道府県別)

都道府県名	調査対象の 建築物の数 ※	吹付けアス ベスト等 を使用し ている建 築物の 数	飛散防止 対策済 みの建 築物の 数	飛散防止 対策未 実施の 建 築物の 数	措置の 予定 有	吹付けア スベ スト等 が 使 用 さ れ て い な い 建 築 物 の 数	吹付けア スベ スト等 の 使 用 状 況 が 不 明 な 建 築 物 の 数
北海道	306	16	10	6	3	264	26
青森県	362	8	4	4	1	337	17
岩手県	370	21	18	3	0	291	58
宮城県	155	8	5	3	0	145	2
秋田県	26	0	0	0	0	25	1
山形県	35	3	2	1	0	29	3
福島県	395	14	9	5	1	348	33
茨城県	49	7	4	3	1	39	3
栃木県	22	3	3	0	0	19	0
群馬県	35	5	5	0	0	27	3
埼玉県	132	6	3	3	0	122	4
千葉県	417	13	6	7	0	393	7
東京都	713	17	8	9	0	151	545
神奈川県	280	4	4	0	0	262	14
新潟県	363	25	22	3	2	307	31
富山県	118	12	2	10	0	58	48
石川県	44	11	4	7	1	31	2
福井県	242	12	4	8	0	160	70
山梨県	126	3	3	0	0	122	1
長野県	233	4	4	0	0	212	16
岐阜県	49	4	1	3	2	39	6
静岡県	273	4	2	2	1	266	3
愛知県	51	2	1	1	0	48	1
三重県	138	13	4	9	0	120	5
滋賀県	166	7	5	2	1	127	32
京都府	239	23	15	8	3	208	8
大阪府	759	13	5	8	2	585	161
兵庫県	1,016	27	12	15	3	961	28
奈良県	106	1	0	1	1	98	7
和歌山県	236	9	7	2	0	216	11
鳥取県	108	7	7	0	0	101	0
島根県	120	5	2	3	3	97	18
岡山県	115	9	6	3	0	104	2
広島県	113	10	7	3	1	91	12
山口県	48	2	1	1	0	41	5
徳島県	62	0	0	0	0	56	6
香川県	69	5	4	1	0	64	0
愛媛県	196	9	4	5	2	172	15
高知県	48	14	14	0	0	28	6
福岡県	560	5	3	2	0	555	0
佐賀県	32	3	3	0	0	24	5
長崎県	72	3	2	1	0	67	2
熊本県	61	0	0	0	0	60	1
大分県	198	6	5	1	0	168	7
宮崎県	21	0	0	0	0	21	0
鹿児島県	27	0	0	0	0	26	1
沖縄県	87	1	1	0	0	50	2
合計	9,393	374	231	143	28	7,735	1,228

※平成25年度から27年度までに受理した定期報告の結果を集計したもの。各都道府県において定期報告対象の指定が異なるため、調査対象の建築物の数については、都道府県ごとにばらつきがある。

② 小規模民間建築物における対策状況の詳細分析

①では定期報告対象の小規模民間建築物においてアスベスト対策の状況を把握したが、これについては、小規模民間建築物におけるアスベスト対策の傾向の一部を示すに過ぎないため、定期報告対象外も含めた小規模民間建築物のアスベスト対策の状況について、どのような傾向がみられるのかを横浜市内の小規模民間建築物を対象に詳細に検討した。これについては、横浜市において、平成元年以前に建築された小規模民間建築物について、吹付けアスベスト等の使用の可能性が高いと考えられる鉄骨造で階数が3階以上、または100㎡以上の建築物を対象に吹付けアスベストの使用状況などについてアンケートを行っていることから、このアンケート結果をもとに整理を行った（別紙3-2）。

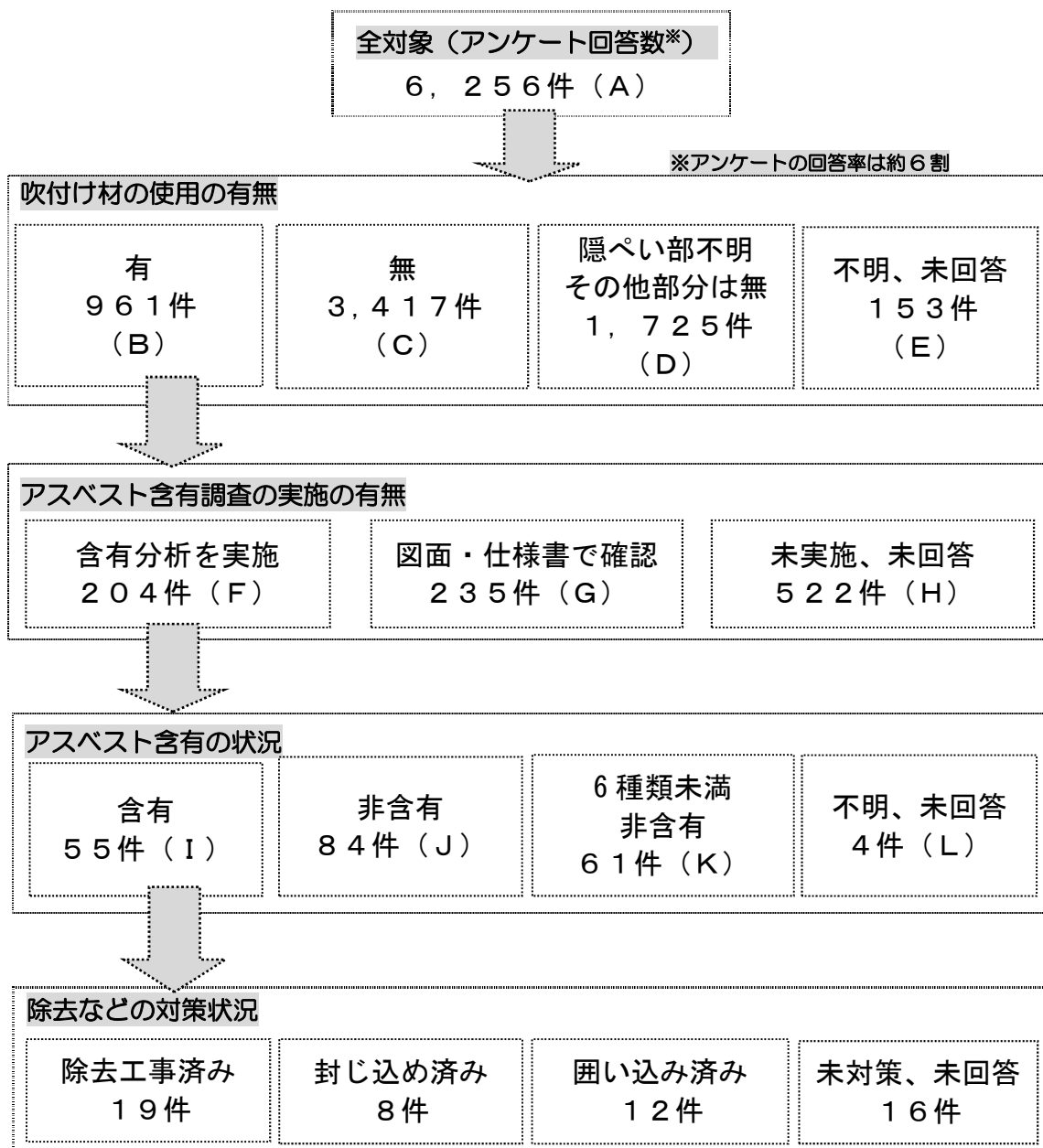


図3 小規模民間建築物における吹付けアスベストの使用状況（横浜市）

調査結果から、吹付材が使用されている建築物の比率を分析すると、天井裏などの隠ぺい部が不明なものや、そもそも吹付材の使用が不明なものについても、吹付材の使用の有無が判明しているものにおける吹付材の有無の傾向と同様であると仮定した場合、約22%（(B) / ((B) + (C)))の建築物で吹付材が使用されている可能性がある。

また、吹付材が使用されている場合に、吹付材にアスベストが含有しているものの比率を分析すると、アスベストの含有状況が判明しているもので比率をとると、約40%（(I) / ((I) + (J)))となる。一方で、6種未満の含有分析

で非含有となっているもの（K）については、主要3種であるアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト以外のトレモライト等の3種について、分析をしていないものであると仮定すると、吹付材にトレモライト等が含有している確率は相当に低いことから、これらを「非含有」とすれば、吹付材にアスベストが含有している比率は約28%（ $(I) / ((I) + (J) + (K))$ ）になるため、これらを上限と下限にすると、吹付材にアスベストが含有している比率は、約28%～40%の範囲にあるものと考えられる。

以上を総合すると、調査対象となる建築物について、吹付けアスベストが使用されているものの比率は、吹付材が使用されている比率と吹付材にアスベストが含有している比率を乗じて、約6.1%～8.8%の範囲にあるものと推計できる。

また、横浜市における定期報告対象の建築物での吹付けアスベスト等が使用されている比率をみると約6.2%（ $(B) / ((A) - (G))$ ）であり、定期報告対象と定期報告対象外の建築物も含めた対象で吹付けアスベスト等の使用率を比較すると、定期報告対象外の建築物も含めた場合、定期報告対象における比率に対して1～1.4倍程度になる。（表3）

表3 定期報告対象の小規模民間建築物におけるアスベスト対策状況
（横浜市）

調査対象の建築物の数(A)	72
吹付けアスベスト等を使用している建築物の数(B)	4
飛散防止対策済みの建築物の数(C)	4
飛散防止対策未実施の建築物の数(D)	0
措置の予定有(E)	0
吹付けアスベスト等が使用されていない建築物の数(F)	61
吹付けアスベスト等の使用状況が不明な建築物の数(G)	7

③小規模民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況（推計）

①、②での検討結果から、優先的に把握すべきとされる平成元年以前に建築された小規模民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況を推計する。

①において、定期報告対象の建築物については、対象となる建築物の約4.6%において、吹付けアスベスト等が使用されている可能性があるが、②の検討において、定期報告対象のみを対象とした場合と定期報告対象外も含めて対象とした場合で吹付けアスベスト等の使用率に約1～1.4倍の違いがあったことから、この比率を用いて、①で算出した吹付けアスベスト等が使用されている建築物の比率を補正して小規模民間建築物における吹付けアスベスト等が使用されて

いる建築物を推計すると、優先的に把握すべきとされる平成元年以前に建築された小規模民間建築物 130 万棟のうちの約 4.6～6.3%にあたる約 6.0～8.2 万棟において、吹付けアスベスト等が使用されている可能性があり、このうち今後対策が必要な建築物は約 2.2～3.0 万棟と推計される。ここでは、平成元年以降に建築された小規模民間建築物については、統計データがないため推計していないが、耐火被覆等としての吹付けアスベスト等の使用は、平成 18 年までは法令により規制されていなかったため、最終的な吹付けアスベスト等が使用されている可能性のある建築物はこの予測値よりも大きくなる可能性がある。

表 4 小規模民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況（推計）

優先して把握すべき小規模民間建築物 (A)	130 万棟
吹付け材が使用されている建築物の数 (B) [(A) × 22%]	29 万棟
吹付けアスベスト等が使用されている建築物の数 (C) [(A) × 4.6～6.3%]	6.0～8.2 万棟
飛散防止対策済みの建築物の数 (D) [(C) × 62%]	3.7～5.2 万棟
飛散防止対策未実施の建築物の数 (E) [(C) - (D)]	2.3～3.0 万棟

表5 民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況（推計）

	大規模民間建築物		小規模民間建築物
	全体(推計)	把握済(実数)	
調査対象	約27万棟	約24万棟	約130万棟 ^{※1}
吹付材が使用されている (可能性のある)建築物	/	/	約29万棟 【約22%】 ^{※2}
吹付けアスベスト等が使用されている(可能性のある)建築物	約1.8万棟 【約6.7%】	約1.6万棟 【約6.7%】	約6.0～8.2万棟 【約4.6～6.3%】 ^{※2}
対策未実施の建築物	約0.5万棟	約0.4万棟	約2.3～3.0万棟 ^{※3}

※1 着工統計などによる推計

※2 定期報告対象の建築物におけるアスベスト対策状況の実態調査などにより推計

※3 全国の定期報告対象の建築物におけるアスベスト対策未実施の割合が約38%であることに基づく推計

(参考) 用途、年代、規模による吹付けアスベスト等の使用率の傾向

横浜市のアンケート結果から、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の用途や年代の傾向について分析したところ、用途については、比較的、共同住宅や病院・診療所、車庫・駐車場、事務所において吹付けアスベストが使用されている比率が高い。年代については、昭和30年以前に建築されたものや、昭和40年代後半から50年代にかけて建築されたものにおいて、吹付けアスベストが使用されていた比率が高い。また、面積規模については、300㎡以上のものになると、吹付けアスベスト等が使用されている割合が、比較的多くなる傾向にあった。

用途			
用途	調査対象数 ※1	吹付けアスベスト等が使用されている 件数	
集会所・映画館	14	0	0.0%
共同住宅	1560	17	1.1%
ホテル・旅館・寄宿舎	63	0	0.0%
診療所・病院	74	2	2.7%
保育所	1	0	0.0%
学校	11	0	0.0%
スポーツ練習場・体育館	3	0	0.0%
店舗	1869	16	0.9%
百貨店・公衆浴場	9	0	0.0%
倉庫・物置・置場・納屋	1647	13	0.8%
車庫・駐車場・停車場	116	2	1.7%
事務所	1208	15	1.2%
工場・作業所	1620	2	0.1%
居宅	569	3	0.5%

※1 複合用途の建築物があるため、件数はそれぞれ重複する。

※2 昭和30年以前に建築された建築物において、1件吹付けアスベスト等が使用されているものがあるが、建築後の改修等で使用された可能性がある。

延べ面積			
延べ面積㎡	調査対象数	吹付けアスベスト等が使用されている 件数	
～100未満	421	0	0.0%
～200未満	1835	10	0.5%
～300未満	1521	14	0.9%
～400未満	884	9	1.0%
～500未満	616	7	1.1%
～700未満	605	14	2.3%
～1,000未満	373	5	1.3%

建築時期			
建築時期	調査対象数	吹付けアスベスト等が使用されている 件数	
～昭和30	61	1※2	1.6%
昭和31-35	76	0	0.0%
昭和36-40	262	0	0.0%
昭和41-45	730	7	1.0%
昭和46-50	1089	17	1.6%
昭和51-55	1081	17	1.6%
昭和56-60	1276	6	0.5%
昭和61-平成元年	1681	11	0.7%

(3) アスベスト台帳の整備状況

アスベスト台帳の整備状況については、平成28年度に実施した調査によると、整備済みの特定行政庁が195団体あり、加えて現在準備中である特定行政庁が75団体あり、全体の約9割の特定行政庁において、アスベスト台帳の整備が取り込まれている状況であるが、約1割の特定行政庁において、今後台帳を整備する予定がないとしており、引き続き、台帳整備を促す必要がある。

表6 アスベスト台帳の整備状況のアンケートの集計結果（台帳の整備状況）

	全特定行政庁				
		対応中		予定なし	
		整備済み	準備中		
行政庁数	301	270 (90%)	196	74	31 (10%)

さらに、アスベスト台帳の整備内容について整理すると、面積規模については、制限をしている特定行政庁が約7割であり、そのうち1,000㎡以上を対象にしているものが約7割であった。また、年代については、ほぼすべての特定行政庁において、平成元年以前のもを対象としている状況である。面積規模と年代の観点でいえば、従前、国土交通省で行っている調査と同様、優先順位をつけて、台帳の整備を進めているものと考えられるが、あくまでも段階的なものであるため、範囲を拡大していくよう促していく必要がある。

用途については、一部の特定行政庁において、定期報告対象の建築物に用途を限定するなど、優先順位を付けて、台帳整備を進めているものと考えられるが、今後、範囲を拡大していくことが必要である。

表7 アスベスト台帳の整備状況のアンケートの集計結果（対象範囲）
（回答数：整備済み＋準備中の270地方公共団体）

a. 面積規模

限定なし	限定あり ^{※1}	未定
80	188	2

※1 限定ありのうち、1,000 m²以上を対象としている地方公共団体が139団体

b. 年代

～S50	～S55	～H1	～H7	～H18	未定
0	4	188	5	71	2

c. 用途

限定なし	限定あり ^{※2}	未定
251	17	2

※2 限定ありの例を下記に示す。

用途を限定している内容	回答数
定期報告対象の用途のみ	5
定期報告対象の用途、工場、駐車場、複合ビル	4
定期報告対象の用途、工場、倉庫、駐車場、共同住宅	4

3. 建築物所有者への周知方策の検討

平成 27 年度において、アスベスト対策の現状・課題を把握するために、地方公共団体等に対して実施したアンケート結果（別紙 3-3）によると、所有者における調査、除去等の進捗が停滞していることについて、今後の課題としては所有者への周知であるとの認識が強い。

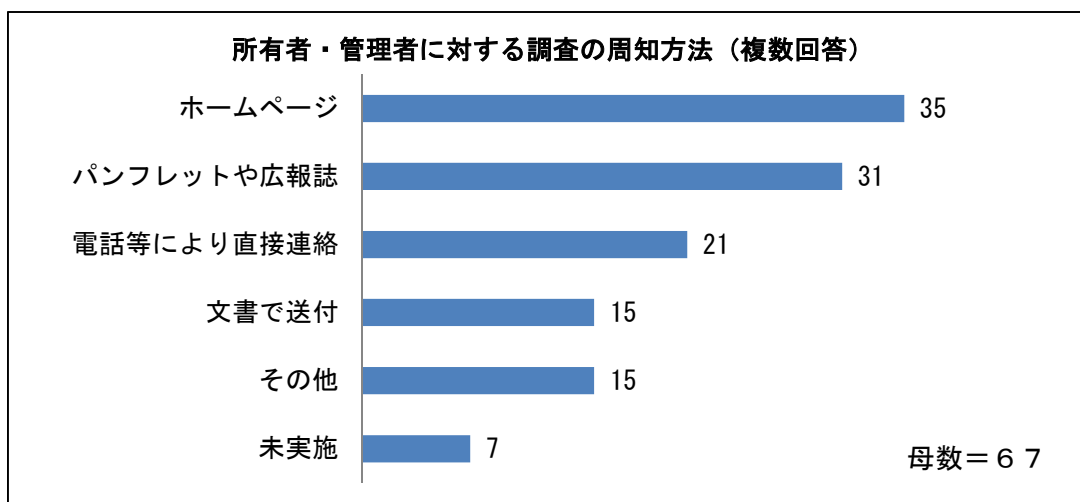
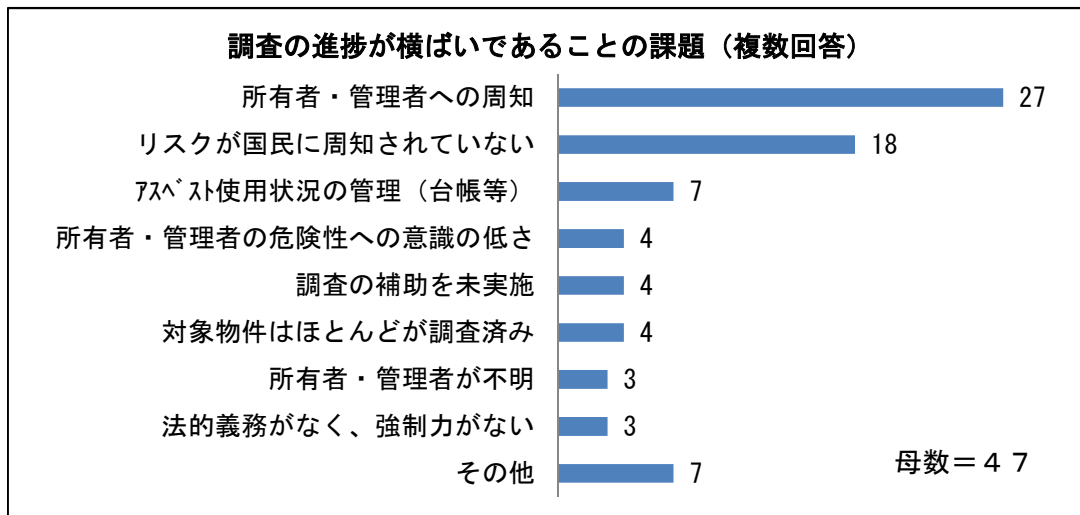


図 4 地方公共団体を対象としたアンケート調査結果

一方、現状でもHPやパンフレット等により周知を行っているものの、調査の進捗が停滞していることを考えると、従来通りの周知方法では十分な効果が見込まれないと考えられるため、より効果的・効率的に建築物所有者・管理者へ調査、除去等の必要性、重要性を周知していくための方法、仕組みの工夫が必要であると考えられる。

以上のことから、民間事業者に対する早期の調査実施の推進のための効果的な周知方策を検討するため、ケーススタディとして、不動産関連業界等を通じた

建築物所有者への周知策の検討を実施した。特に平成 28 年度は、通常使用時において建築物所有者との関わりが深い宅地建物取引業界を対象に、不動産流通上の工夫によるアスベスト対策の推進方策について、調査・整理を行った。

具体的には、横浜市と連携して、モデル的に講習会を実施した(別紙 3-4)。講習会においては、以下の観点について、講習会の前後で、どのように意識の変化があったのかを把握することで、周知方策の効果検証を行った。

- i) アスベスト調査の必要性
- ii) 健康障害に対する所有者・管理者の責任
- iii) 調査等における専門家の活用
- iv) 調査等における補助金の活用

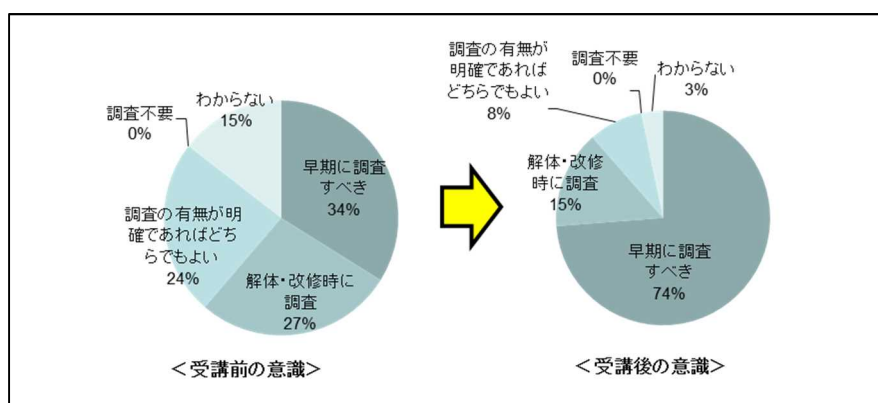


図5 「アスベスト調査の必要性」に関する意識の変化

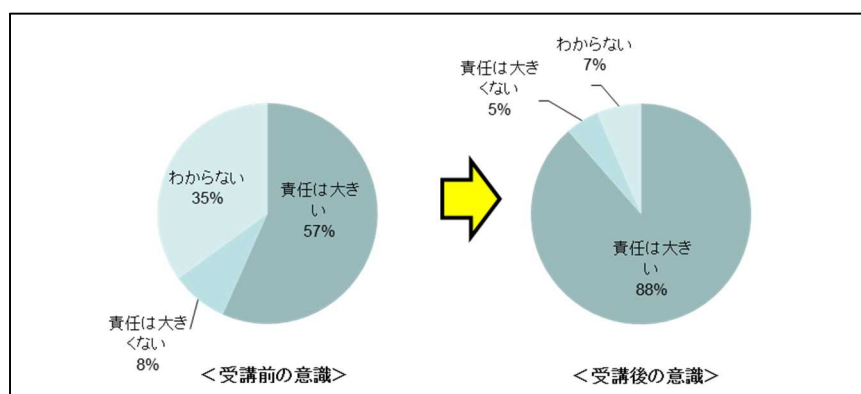


図6 「健康障害に対する所有者の責任」に関する意識の変化

今回は建築物所有者に賠償責任が課せられた判例を取り上げ、建築物の所有者や管理者にも責任が及ぶ場合があることを周知した。その結果、アスベスト調査の必要性については、受講前は「調査の有無が明確であればどちらでもよい」や「解体・改修時に調査をすればいい」が半数以上であり、調査への意識が薄い

状態であったが、講習後は「早期に調査が必要」が7割以上となり、調査への意識向上が図られたと考えられる。また、建築物の使用者や管理者の健康障害に対する所有者の責任についても、受講前は「わからない」としていた受講者が受講後には大幅に減り、責任意識を持った受講生が約9割となった。このことから、講習会によって当事者としての意識を高める機会を設けたことが、早期の調査実施の意向につながったものと考えられる。

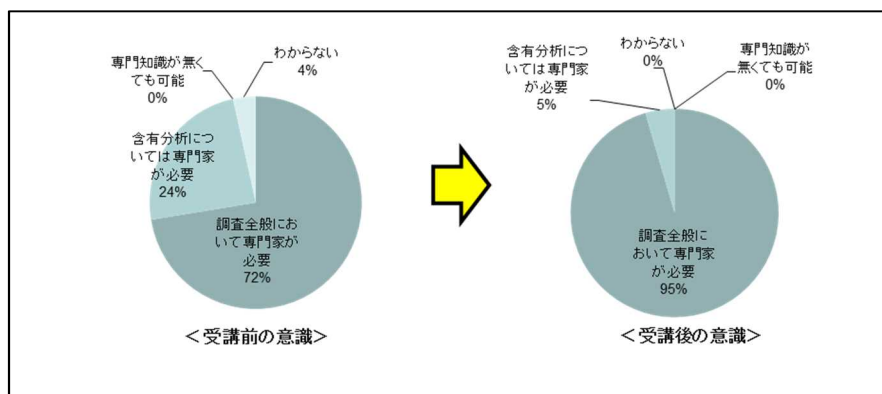


図7 「調査における専門家の活用」に関する意識の変化

調査における専門家の活用については、受講前においても、ほぼすべての受講者において「専門家の活用が必要」だとしているが、そのうちの4分の1以上は「含有分析については専門家が必要」としている。一方で、受講後はほぼすべての受講者において、「調査全般において専門家が必要」だとしており、調査者の活用の必要性について、周知の効果があったと考えられる。

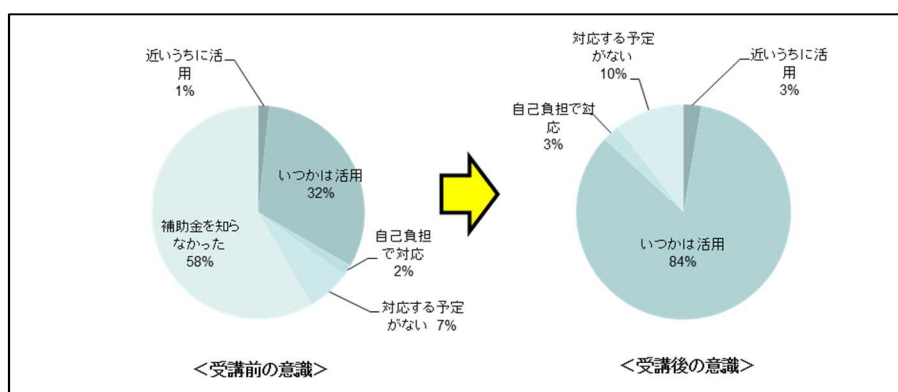


図8 「補助金の活用」に関する意識の変化

補助金の活用については、そもそも補助金の存在を知らないとしている者の割合が6割弱であった。この点については、受講後に補助金の活用の意向を示

している受講生が 9 割弱あり、周知に一定の効果があつたと考えられるが、一方で、活用の意向を占めている受講生のほぼすべてが「いつかは活用」としており、早期の活用の意向は示されていない。今後、補助制度の期限も見据え、早期の活用を促すよう周知を図っていく必要があると考えられる。

なお、横浜市における小規模建築物の所有者を対象としたアンケート調査では、調査を実施しない主な理由として、「調査方法がわからない (56.3%)」に次いで、「調査に費用がかかる (25.8%)」「調査をしてアスベストが含有していた場合、除去の費用がかかる (22.7%)」という費用負担に関する回答が多かった。

表 8 小規模建築物所有者が調査を実施していない理由 (横浜市アンケート)

設 問	件数	比率
調査方法が分からない	421	56.3%
調査に費用がかかる	193	25.8%
調査をしてアスベストが含有していた場合、除去の費用がかかる	170	22.7%
調査をしてアスベストが含有していた場合、建物の価値が下がる	45	6.0%
その他 [*]	255	34.1%
(無回答)	35	4.7%

※その他の内容

- ・調査の必要性を感じない 122 件
- ・調査が困難 41 件 など

4. 建築物石綿含有建材調査者の育成状況

(1) 調査者の育成状況

平成 25 年 7 月に調査者制度を創設から、約 3 年を経過して、全国で 745 人（平成 28 年 10 月時点）の建築物石綿含有建材調査者（以下「調査者」という。）を育成してきたところ。また、平成 28 年度からアスベスト改修事業（社会資本整備総合交付金）での交付要件として、調査者の活用を義務づけたところであり、今後、一層の活用が見込まれる。

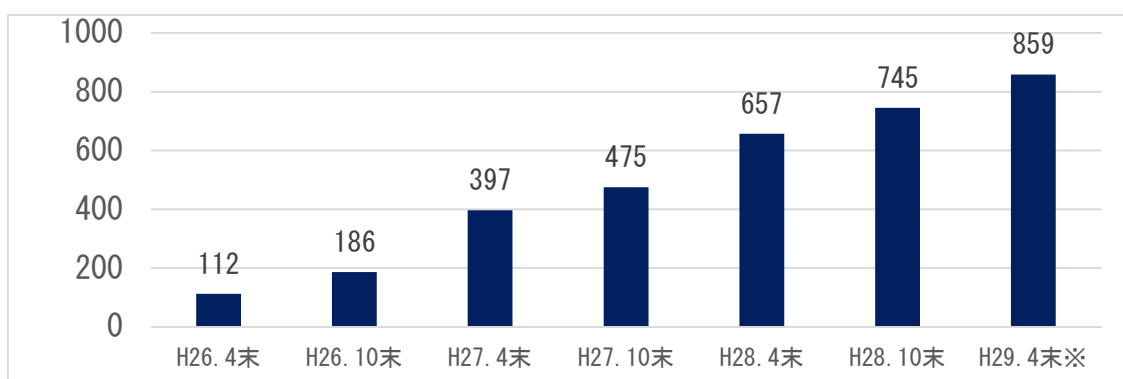


図9 建築物石綿含有建材調査者の育成状況

※H29.4末の数値は、WG開催後に更新したものの

(2) 調査者の活用における課題の把握

調査者を対象に、現状の活動状況について、平成 27 年度に実施したアンケート調査（別紙 3-5）によると、石綿則や大防法、建設リサイクル法における改修解体時の事前調査において、実績が多い傾向にあるが、一般利用時における調査においては、実績が少ない傾向にあった。

表9 建築物の取引時、使用時、改修時、解体時の各段階における調査の実績

	実績あり	実績なし
建物取引時	59(41%)	85
通常使用時	89(62%)	55
増改築・改修時	124(86%)	20
解体時	124(86%)	20

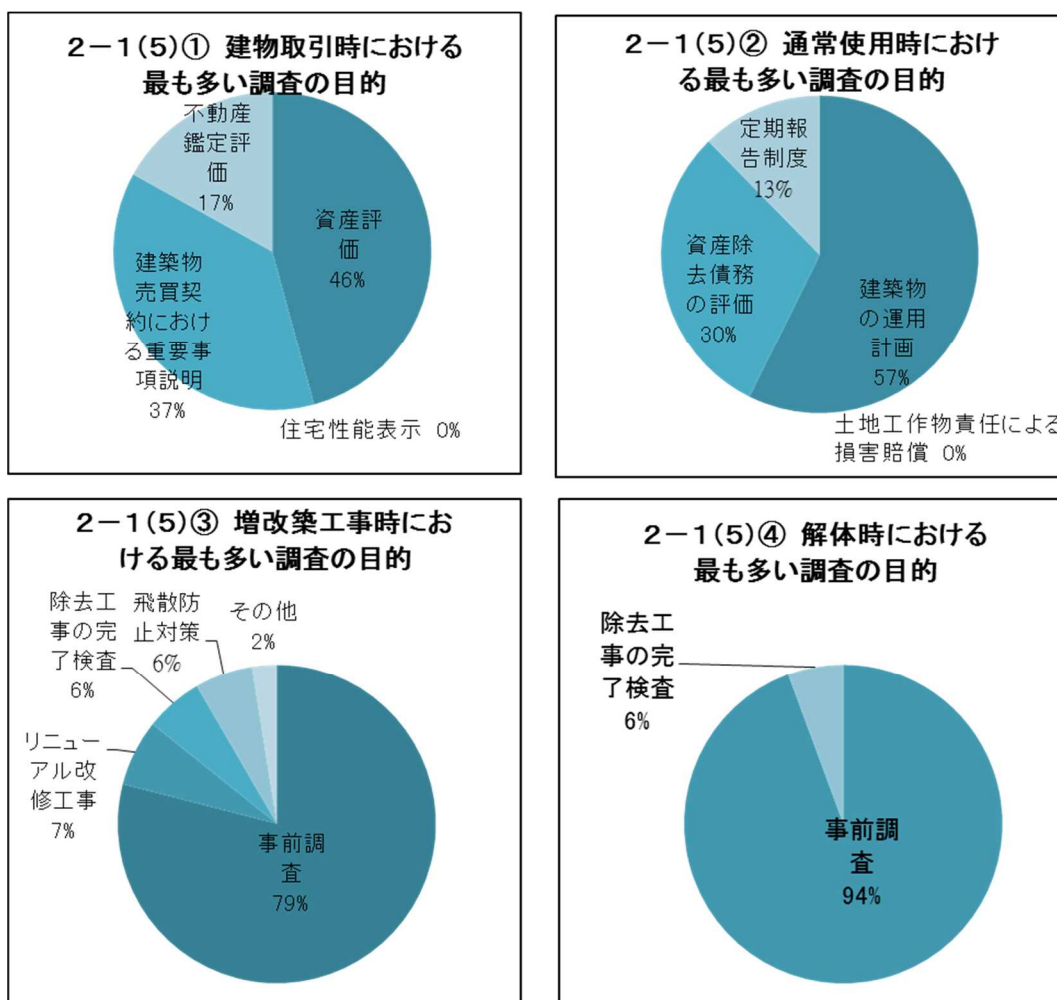


図10 調査者を対象としたアンケート調査結果

このことから、今後、調査者の活用の一層の促進を図るためには、現状、活用が進んでいると考えられる解体改修関連の業界に加え、通常時にも関わりがある業界（不動産取引、評価などの不動産関連業界など）に対しても、調査者の活用を促していくことが重要であると考えられる。

（3）今後の調査者の資質向上に向けた検討

また、調査者制度において、最初の更新講習が平成30年度に予定されていることから、同アンケートにおいて、調査者資格の更新におけるプログラムに関するニーズ調査を行ったところ、以下のような回答が多かった。

- ・ 関係法令や分析法等の最新状況
- ・ 海外の動き
- ・ 石綿飛散事故の内容、調査不足による事故事例 など

また、平成 28 年度は、アメリカとイギリスにおける更新講習の内容について調査を行った（別紙 3-6）。両国の更新講習においては、関連法令やアスベスト調査の方法などについての基礎知識の復習などが主であった。平成 29 年度には、直近のアスベストの飛散事故の事例などを収集して、更新講習におけるコンテンツの整理を実施する予定である。

5. 今後の取組方針について

上述のとおり、これまで民間建築物のアスベスト対策について、一定程度の取組が進められてきたところであり、おおむね 1,000 m²以上を対象とした建築物については、この 10 年間で一定の成果が見られている。一方で、1,000 m²未満の小規模民間建築物については、これまで使用実態が明らかでなく、今後の対策を進める上で課題となってきた。

今後、民間建築物所有者において、早期にアスベスト調査、除去等が着手され、適切にアスベスト対策が進められるためには、以下の取組が必要である。

(1) 民間建築物のアスベスト使用実態の把握の推進

大規模民間建築物については、対象となる約 27 万棟のうち、約 9 割について、実態把握が進んできているが、残り 2.8 万棟においては、吹付けアスベスト等の使用状況が判明していない状況である。これらについては、各地方公共団体において物件リストが備わっていることを踏まえ、建物の使用状況や管理実態を把握し、個別の指導を計画的に進める必要がある。

また、今般、小規模民間建築物について、吹付けアスベストの使用状況の推計を行ったところ、平成元年以前に建築された小規模民間建築物 130 万棟のうち、吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が約 6.0~8.2 万棟あり、そのうちアスベスト対策が必要な建築物としては、約 2.3~3.0 万棟が存在すると推計された。

これらの建築物を早期に特定するためには、対象となる小規模民間建築物 130 万棟から吹付けアスベスト等が使用されている可能性が高い建築物を効率的に選別していくことが重要であり、建築士等を活用して対象となる建築物に吹付材が使用されているかを確認するなどのスクリーニングをし、そのうえで、調査者による詳細調査を実施していくなどの仕組みの構築が必要である。

また、吹付けアスベスト等が使用されている建築物については、早期に除去等の対策が講じられるよう、引き続き、取り組む必要がある。

なお、小規模建築物を含めた民間建築物におけるアスベスト使用実態の把握を進めていくにあたって、膨大な数の建築物について一斉に実態把握を行うことは困難であることから、個々の地方公共団体において、以下のとおり効率的・効果的に実態把握や対策を進めていくことが必要である。

＜実態把握・対策の進め方＞

①平成元年以前の建築物を対象とした優先的な把握

業界の自主規制が行われる前の建築物については、相対的にアスベストが使用されている可能性が高いことから、小規模民間建築物も視野に入れ、平成元年以前に建築された建築物について使用実態の把握を進める必要がある。

②社会的リスクの大きい建築物の優先的な把握

①のうち、不特定多数の者が利用することが想定される建築物（例えば、一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、建築基準法に基づく定期報告の対象とされている建築物）については、アスベストの飛散・暴露があった際に社会的な影響が大きい。従って、まずは、これらの建築物について、優先的に吹付けアスベスト等の使用実態の把握を進めていくことが必要である。

③アスベスト台帳の整備及び対策の促進

アスベスト台帳の整備については、各地方公共団体において、整備が進む一方、整備予定なしとしている地方公共団体も存在している状況である。また、総務省勧告においては、平常時及び災害時にアスベスト台帳を活用して、アスベストによる健康被害の発生防止に役立てていく必要性についても指摘されていることから、①及び②を踏まえて優先順位を考慮しつつ、今後、計画的に台帳整備を進め、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については除去等の対策を進めるよう、地方公共団体に対して周知を図る必要がある。

また、既に台帳整備が進んでいる地方公共団体においては、特定多数が利用する建築物で一定規模以上のものも、台帳に追加していくことが必要である。

(2)建築物所有者への周知方策の検討

今後、小規模民間建築物等における吹付けアスベスト等の使用状況の把握を早急に進めていくには、建築物所有者・管理者に対して調査の実施を効率的・効果的に促すことが重要である。平成28年度に検討した宅地建物取引業界を通じ

た周知方策については、一定の効果が確認できたことから、引き続き、他の業界団体に対しての周知方策の検討と効果検証を行いつつ、これらの周知方策の普及のため、各地方公共団体において、業界団体と連携した講習会等を活用した直接的な働きかけなどの周知活動を促していくことが重要である。

(3) 民間建築物におけるアスベスト対策の支援

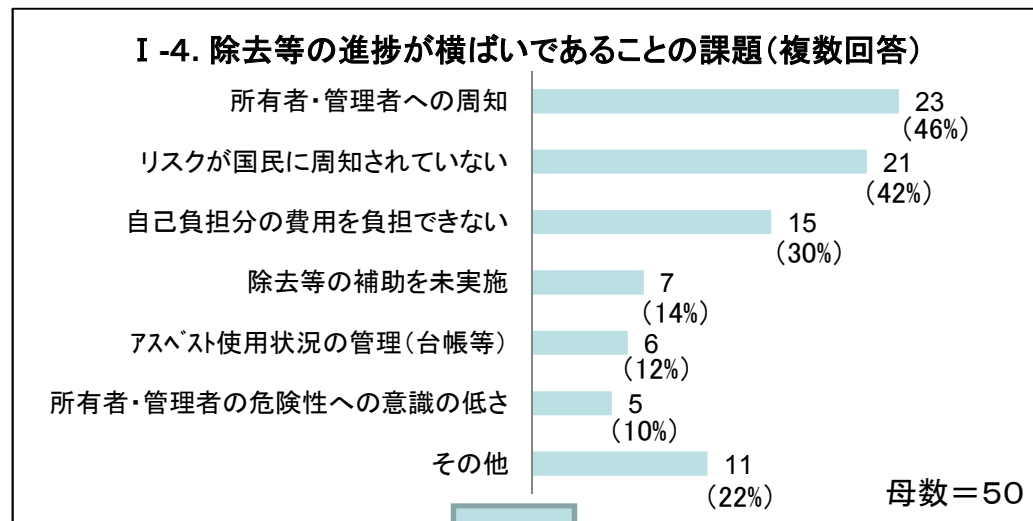
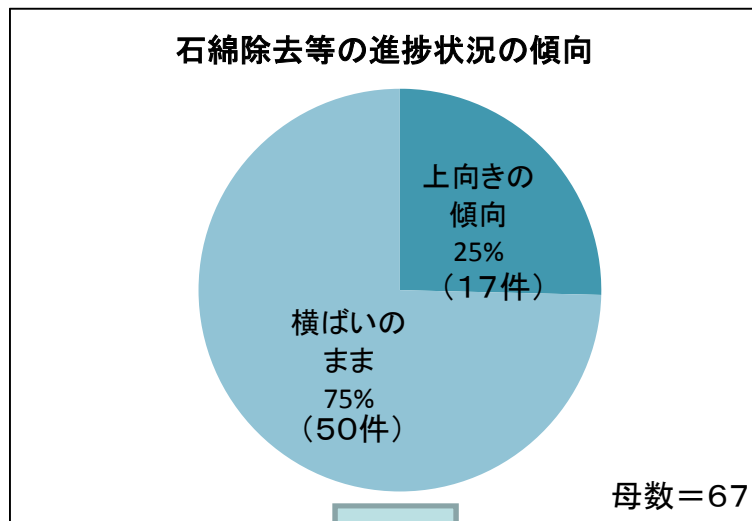
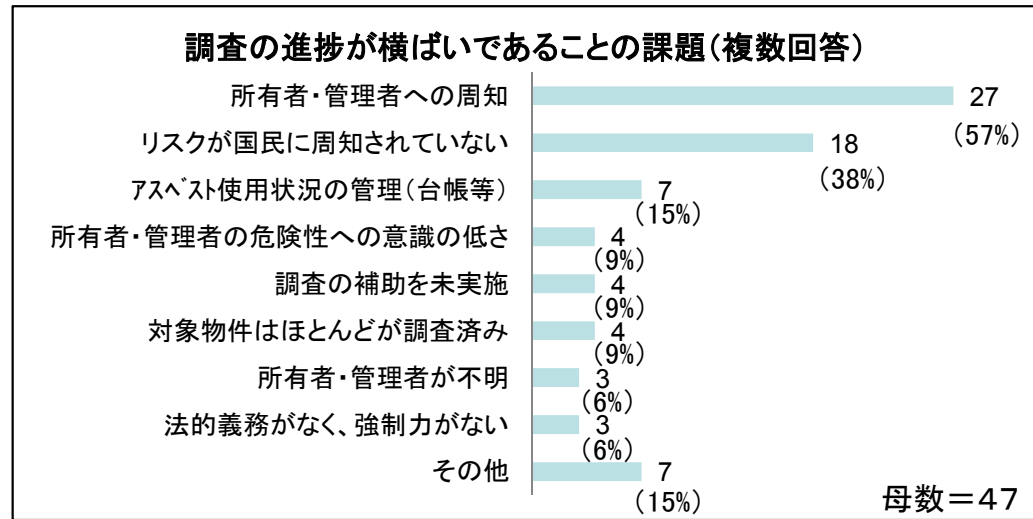
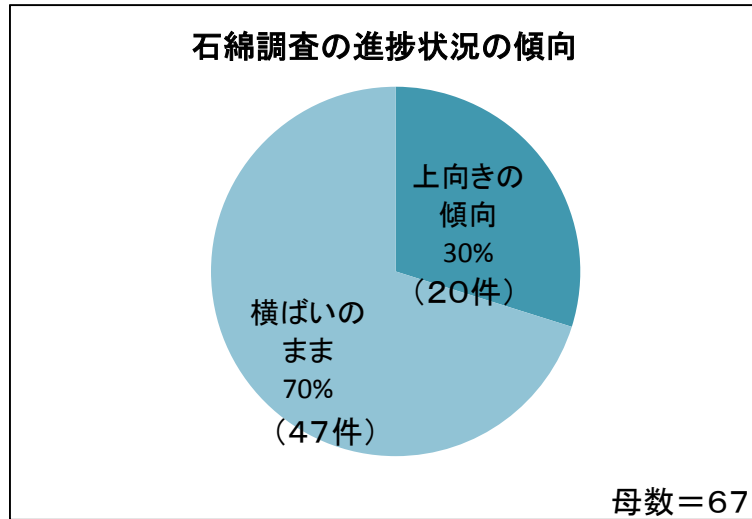
今後、地方公共団体による小規模建築物の実態把握が進むことで、建物所有者・管理者に対しアスベスト含有調査や除去等を要請する機会が一層増加するものと考えられるため、重点的に対応すべき用途・規模等の建築物を中心に、引き続き、民間建築物におけるアスベスト対策の促進を図っていく必要がある。

(4) 調査者の資質向上に向けたフォローアップ方策を検討

引き続き、調査者の育成を促進するため、活用が進みつつある解体改修時の活用に加え、不動産取引時における調査者の活用など、調査者の活用の場を広げるための取り組みを実施しつつ、平成30年に最初の更新時期（5年毎）を迎える調査者を想定し、近年のアスベストの飛散事故の事例における原因分析などを踏まえて調査者として更新が必要な知識、技術を整理するなど、更新講習の内容を検討していくことが必要である。

「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果」
における調査、除去等の進捗状況 (I-1、I-3)

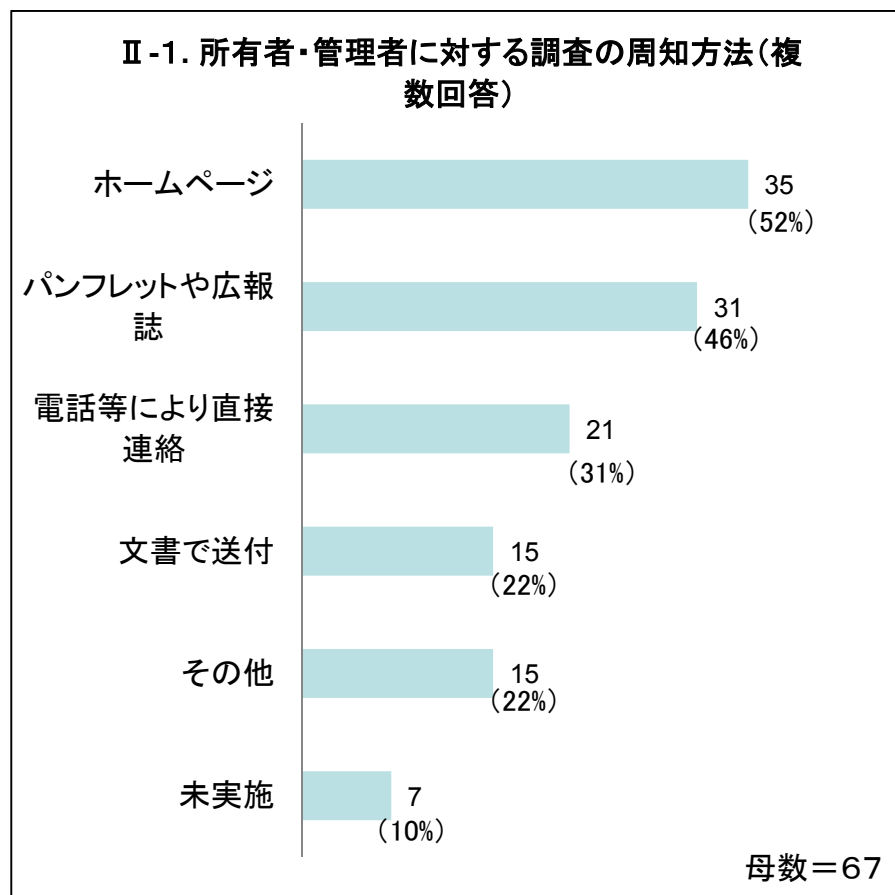
調査、除去等の進捗状況が横ばいである地方公共団体における課題
(I-2、I-4)



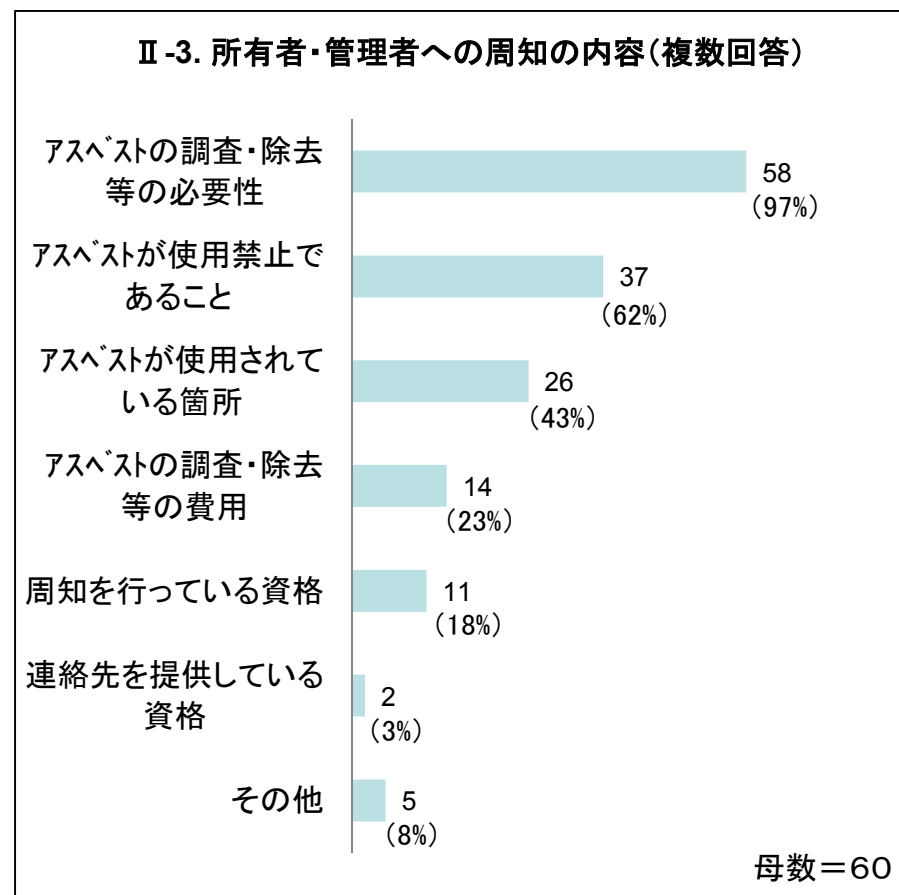
約7割の自治体で調査、除去等の進捗が停滞していると感じている。

停滞していると認識している自治体のうち所有者等への周知に関して課題があると認識している自治体が多い(調査:約6割の自治体、除去:約5割の自治体)。

所有者・管理者に対する調査の周知方法について(Ⅱ-1.)

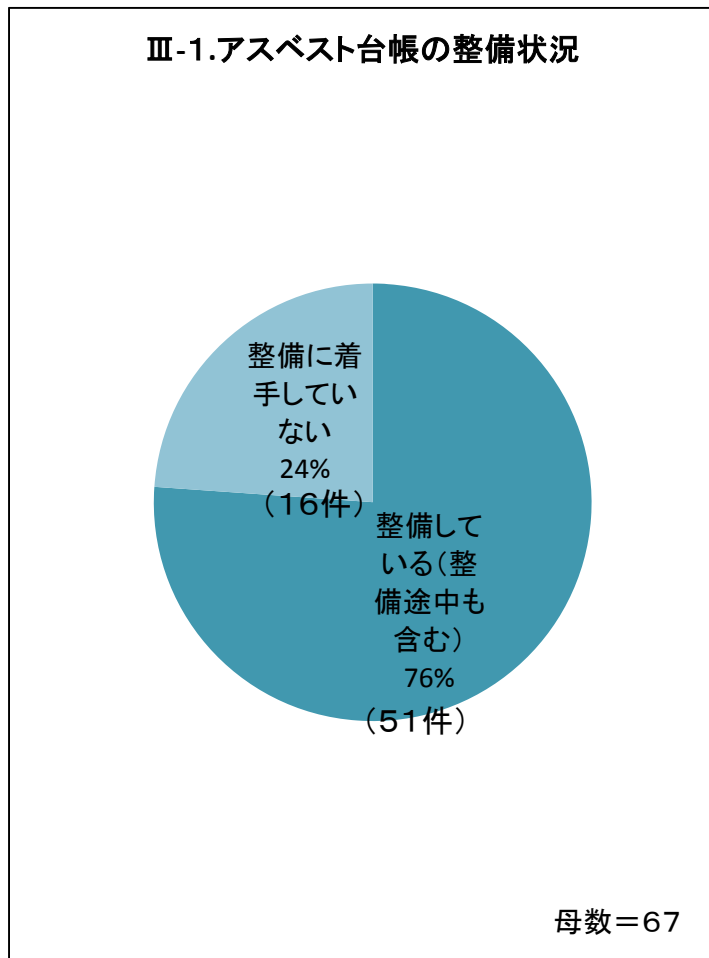


所有者・管理者への周知の内容について(Ⅱ-3.)



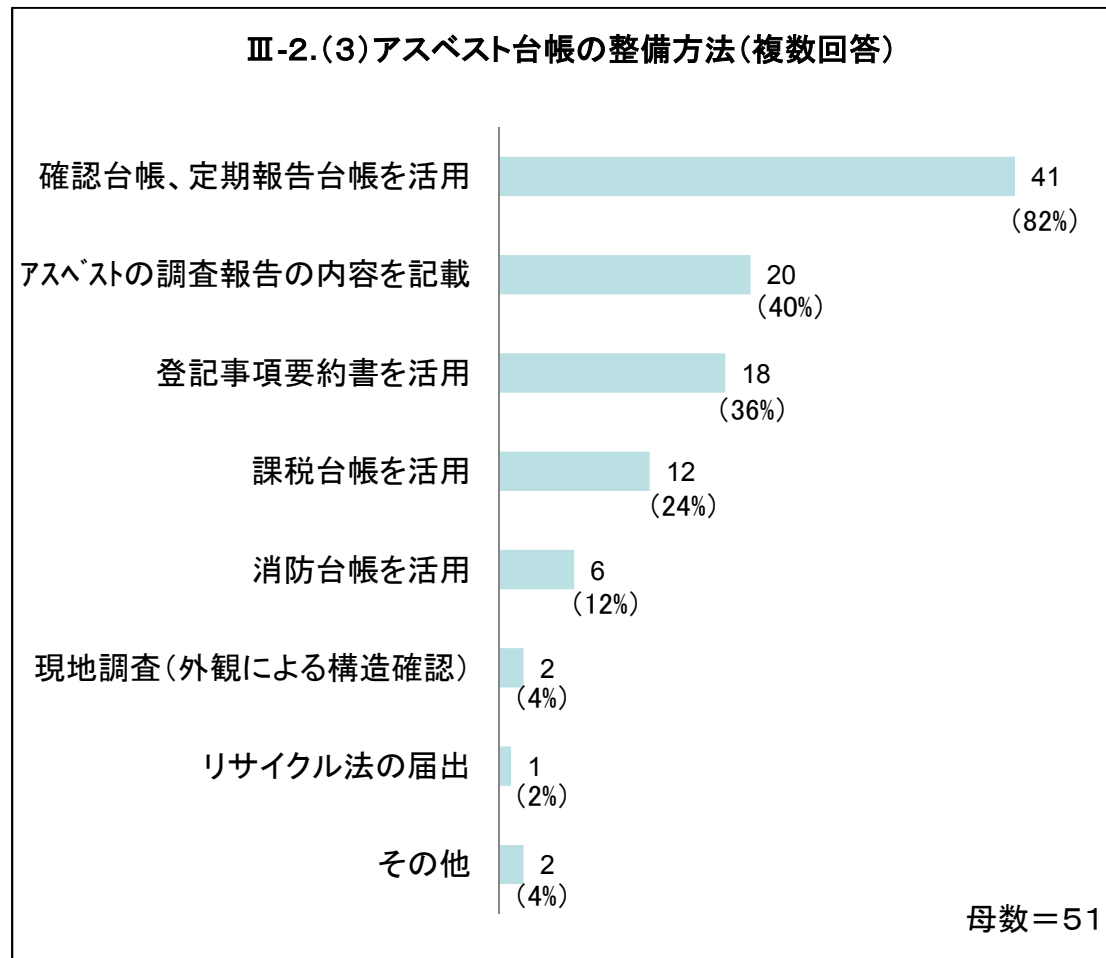
現状の周知方法としては、HP、パンフレットなどが多いが、周知をしていない自治体も若干数(7自治体)ある。内容としてはほぼすべての自治体で調査、除去の必要性について周知している。

アスベスト台帳の整備状況(Ⅲ-1)



整備途中のものも含め、約8割の自治体でアスベスト台帳の整備を行っている。

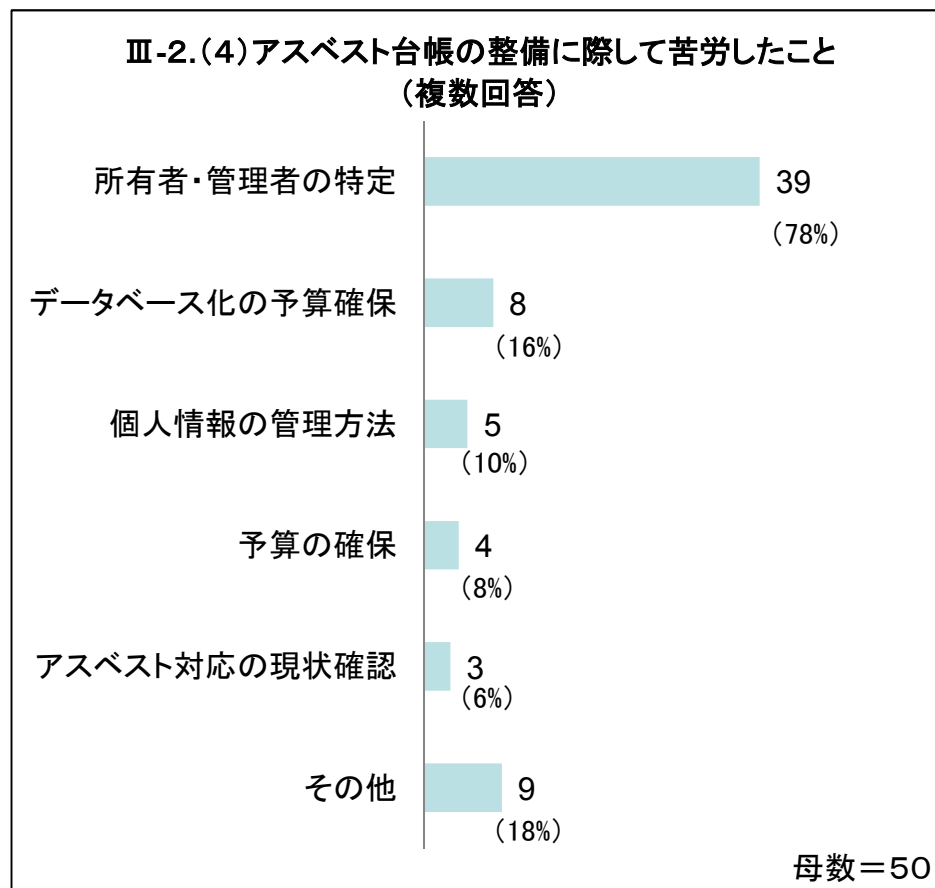
アスベスト台帳の整備方法(Ⅲ-2.(3))



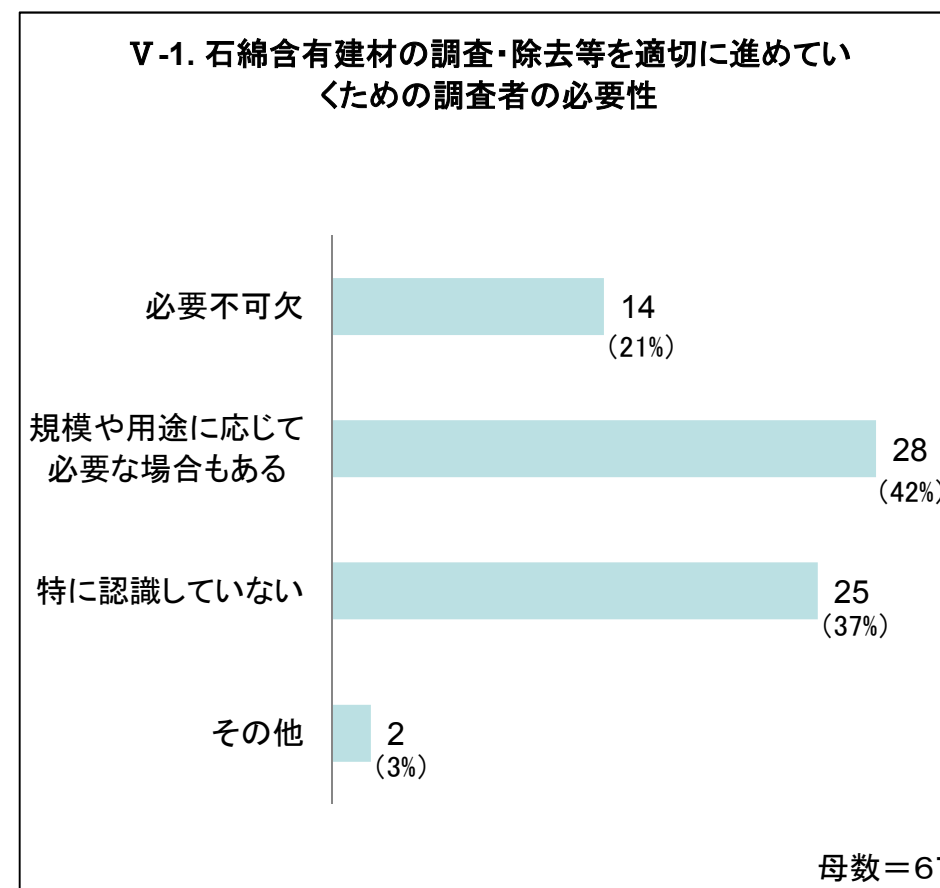
約8割の自治体で確認台帳、定期報告台帳を活用しつつ、その他の方法で情報を補足している状況と考えられる。

アスベスト台帳の整備に際して苦労したこと(Ⅲ-2.(4))

管内の建築物を対象としたアスベスト含有建材の調査・除去等を適切に進めていくために、
建築物石綿含有建材調査者の必要性(V-1)



台帳の整備においては、約8割の自治体で所有者・管理者の特定に苦労している。



調査者について、必要不可欠と認識しているのは全体のうち約2割。

定期報告の結果を活用したアスベスト使用実態の把握

特殊建築物等の定期調査の指定対象(H28.5月末まで)

用途	規模	期間
劇場、映画館等	地階、F \geq 3、A \geq 200 m^2 又は主階が1階にないもの	1年間隔
観覧場、公会堂等	地階、F \geq 3、A \geq 200 m^2	1年間隔
病院、診療所等	地階、F \geq 3、A \geq 300 m^2	2年間隔
旅館又はホテル	地階、F \geq 3、A \geq 300 m^2	1年間隔
下宿、共同住宅又は寄宿舎	地階、F \geq 3、A \geq 300 m^2	3年間隔
学校又は体育館	地階、F \geq 3、A \geq 2,000 m^2	2年間隔
博物館、美術館等	地階、F \geq 3、A \geq 2,000 m^2	3年間隔
百貨店、マーケット等	地階、F \geq 3、A \geq 500 m^2	1年間隔
事務所等	地階、F \geq 5、A \geq 1,000 m^2	3年間隔

※上表を目安に特定行政庁にて報告対象や期間を指定。

特殊建築物等の指定件数等

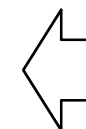
	指定対象件数	H26報告率(%)
劇場、映画館等	747	87.0%
観覧場、公会堂等	11,354	83.4%
病院、診療所等	36,540	87.7%
旅館又はホテル	28,038	48.9%
下宿、共同住宅又は寄宿舎	121,290	72.6%
学校又は体育館	15,697	89.5%
博物館、美術館等	1,503	73.8%
百貨店、マーケット等	43,174	65.6%
事務所等	16,826	86.7%
その他	8,561	63.3%
合計	283,730	72.5%

定期報告におけるアスベスト関係の報告内容

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ()
有 (飛散防止措置有) ()
無

【ロ. 措置予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無



報告された建築物
について把握可能
な情報

小規模民間建築物におけるアスベスト調査結果(横浜市)

質問NO.	質問内容	回答:選択肢	回答数
—	アンケート有効回答数		6,256
1	所有している建物内に吹付け材は使用されていますか。	1.使用されている。	961
		2. 使用なし	3,417
		3. 隠れ部不明、他なし	1,725
		4.吹付け材の有無が不明	148
		5.回答なし	5
2	吹付け材のアスベスト含有調査は実施しましたか。	1.分析機関に依頼し、調査を実施	204
		2.建築業者に問い合わせ、図面・仕様書を確認	235
		3.実施していない。	501
		回答なし	21
3	分析機関による調査の結果、アスベストの含有の有無はいかがでしたか。	1.「含有あり」	55
		2.全種含有なし	84
		3.6種未満含有なし	61
		4.不明、回答なし	4
4	除去などの対策はされましたか。	1. 除去工事を実施	19
		2. 封じ込め工事を実施	8
		3. 囲い込み工事を実施	12
		4. 対策をしていない。	13
		回答なし	3

質問5 調査を実施していない理由

回答:選択肢	件数	比率
調査方法が分からない	421	56.3%
調査に費用がかかる	193	25.8%
調査をしてアスベストが含有していた場合、除去の費用がかかる	170	22.7%
調査をしてアスベストが含有していた場合、建物の価値が下がる	45	6.0%
その他※	255	34.1%
(無回答)	35	4.7%

※その他の内容

- ・調査の必要性を感じない 122件
- ・調査が困難 41件 など

質問6 建築基準法における規制の認知

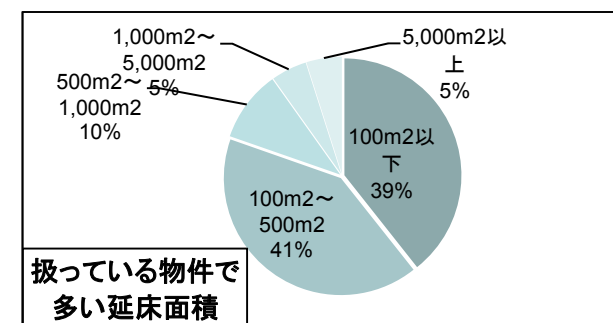
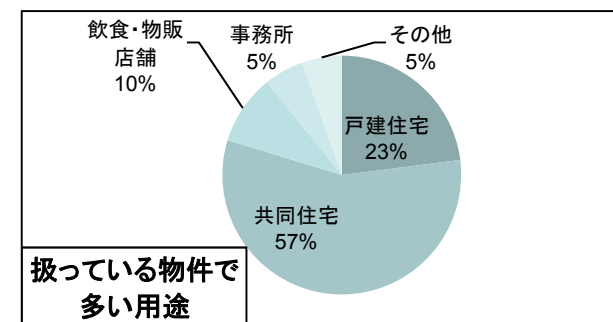
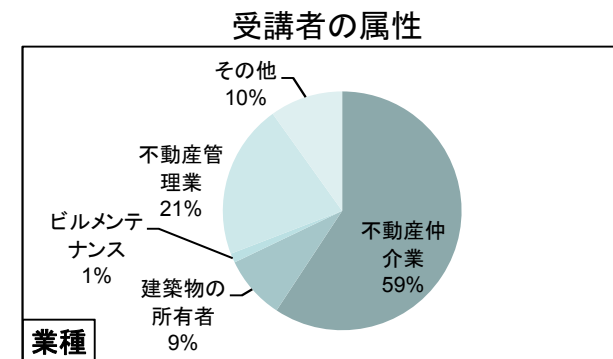
回答:選択肢	件数	比率
知っていた	223	28.6%
知らなかった	500	64.0%
(無回答)	58	7.4%

不動産関連業界向けアスベスト対策講習会

- 不動産関連業界を通じた周知方策を検討するため、宅地建物取引業者を対象にモデル講習会を開催。
- 講習前後でのアスベスト対策への意識の変遷をアンケートで確認し、周知方策の効果検証を実施。

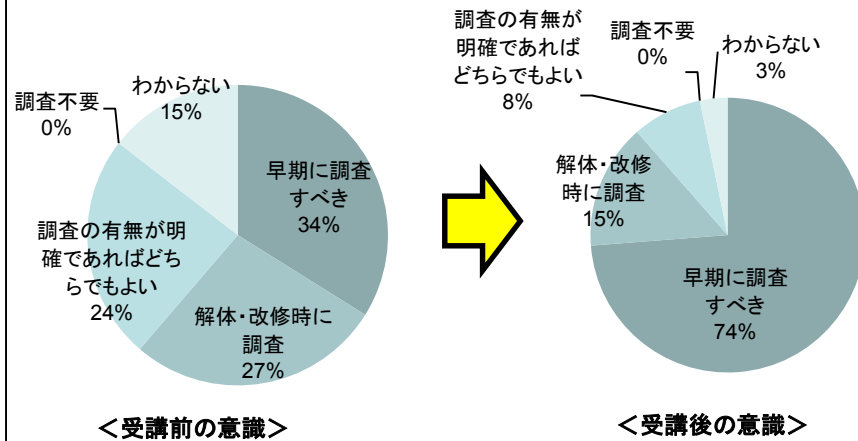
- 1) 対象者: 神奈川県宅建協会会員など
- 2) 日時: 2017年3月2日 13:30-15:30
- 3) 参加者: 62名
- 3) 講習内容

内容	説明者
建築物のアスベスト対策の現状と課題 ・法制度(建築基準法関係、宅建業法関係) ・交付金制度 ・調査者制度	国土交通省 住宅局 (土地・建設産業局)
建築物の所有者・管理者としての義務・責任 ・アスベスト訴訟で貸主が損害賠償を支払った裁判事例	脇坂委員
アスベストに関する基礎知識 ・石綿建材の種類 ・石綿規制の変遷 ・石綿が使用されている可能性のある建築物の部位 など	川口委員
横浜市の取組 ・調査者派遣制度 ・石綿除去等に対する補助制度 など	横浜市

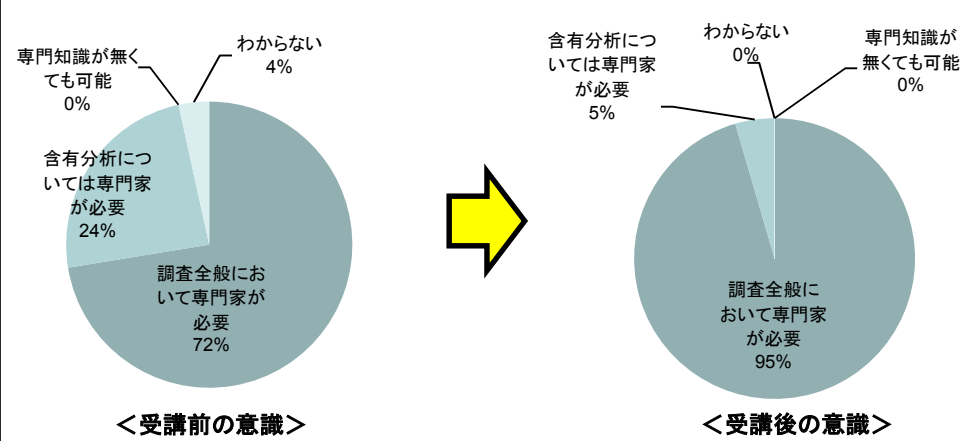


効果検証の内容(受講前後でのアスベスト対策への意識の変遷)

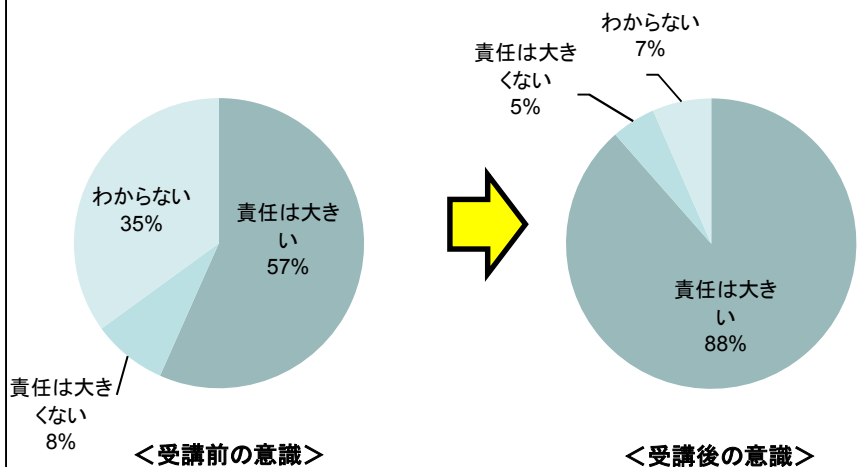
1) アスベスト調査の必要性



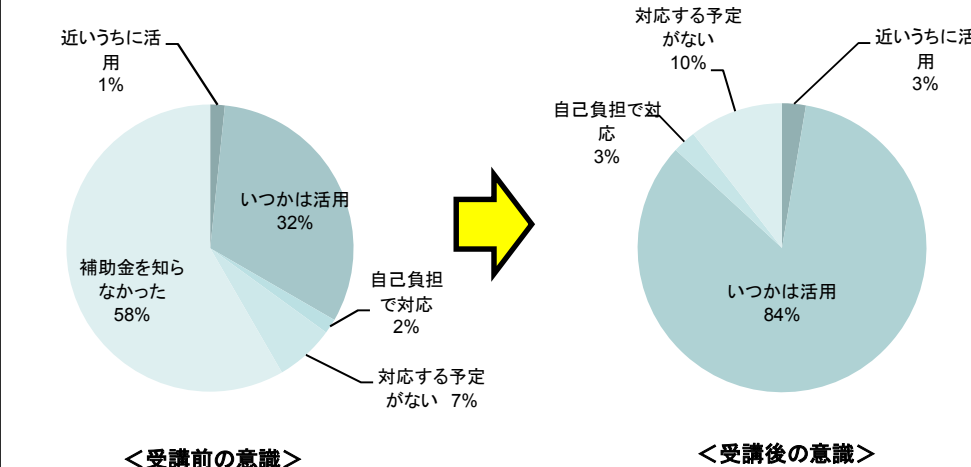
3) 調査における専門家の活用



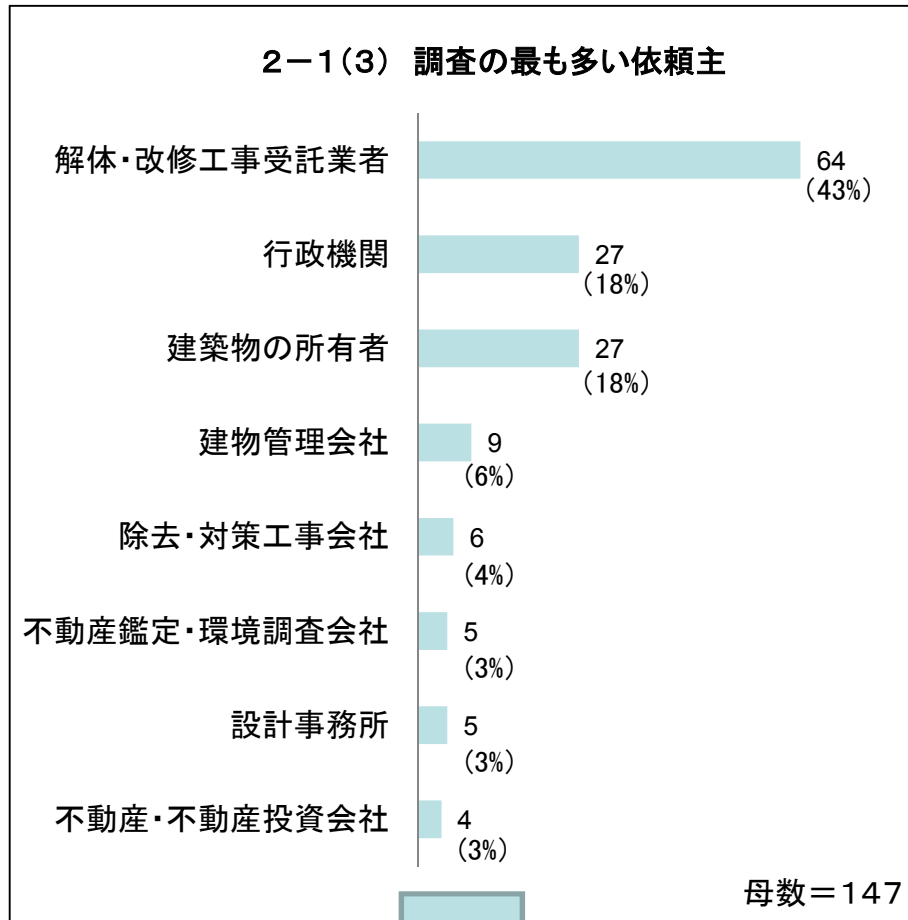
2) 健康障害に対する所有者・管理者の責任



4) 補助金の活用について

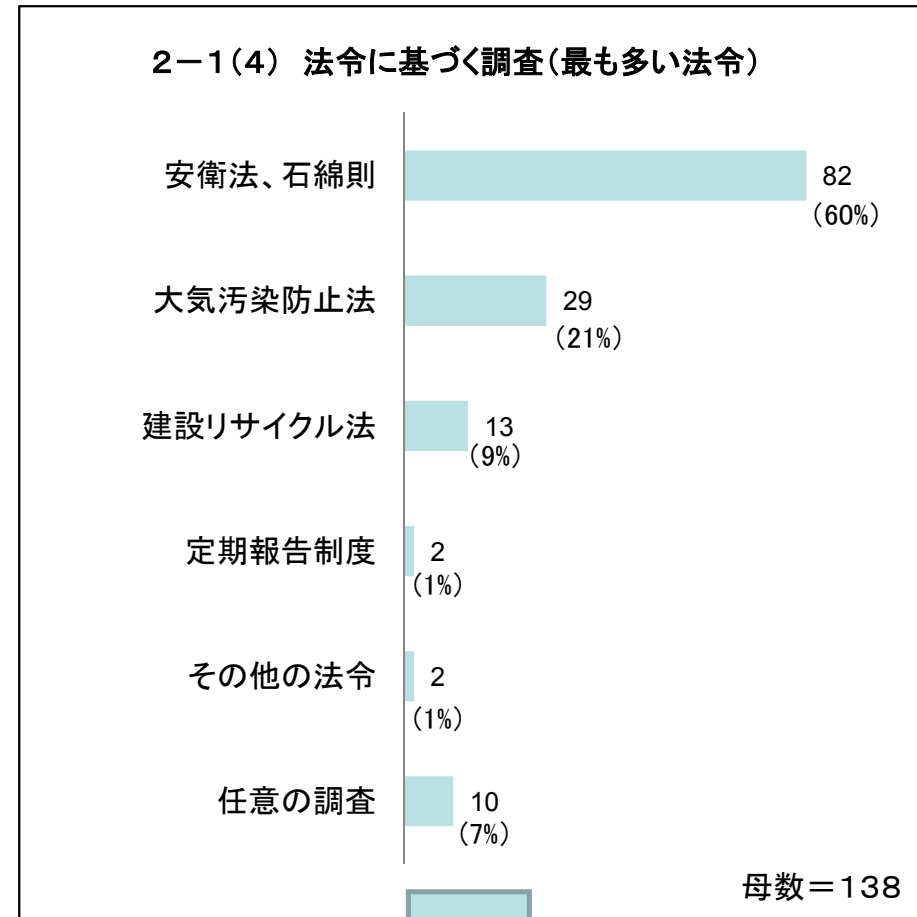


調査の依頼主の区分(最も多い依頼主)(2-1(3))



解体・改修工事の請負業者からの調査依頼が最も多いとした調査者が約4割。次いで、公共と民間の建築物所有者からの依頼が多いとした調査者がそれぞれ約2割であった。

法令に基づく調査(最も多い調査)(2-1(4))



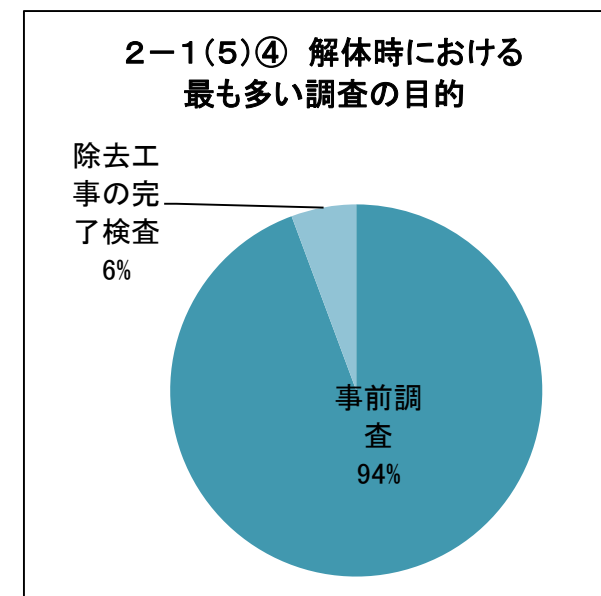
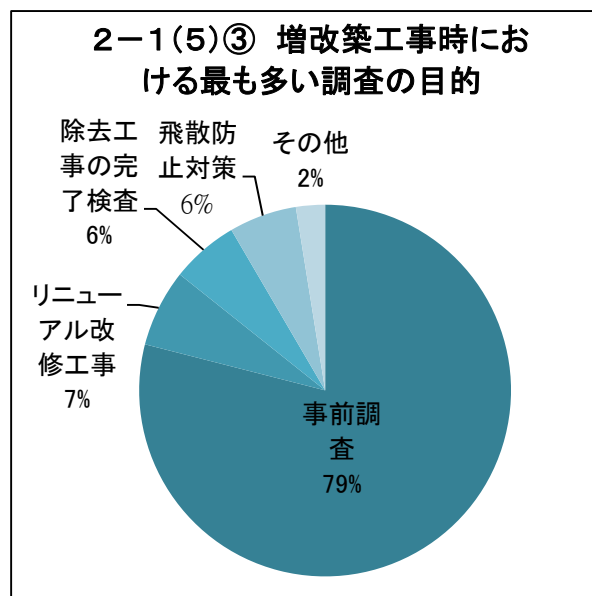
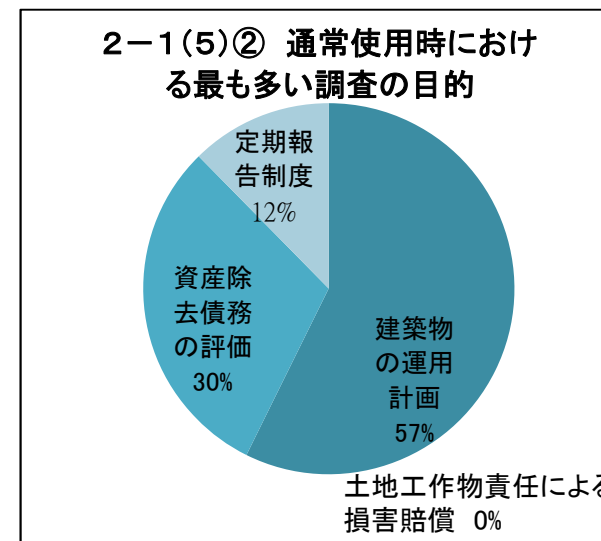
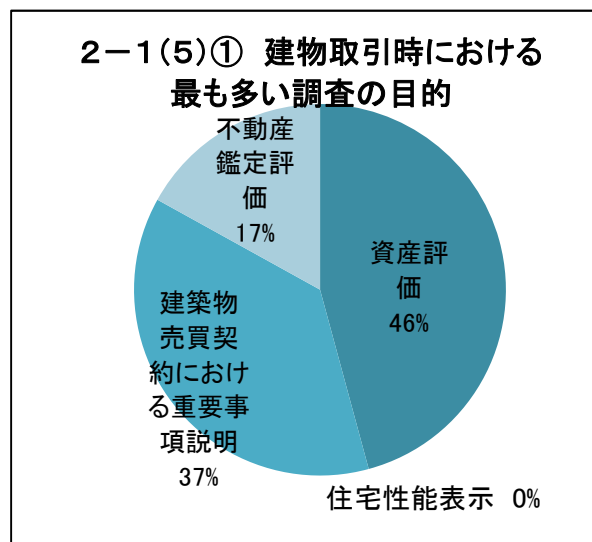
法令に基づく実績として労安法・石綿則に基づく調査の実績が最も多いとした調査者が約6割、次いで大防法関連の調査の実績が最も多いとした調査者が約2割であった。一方、法令に基づかない任意の調査については、実績がある調査者は約1割。

建築物の取引時、使用時、改修時、解体時の各段階における調査(2-1.(5))

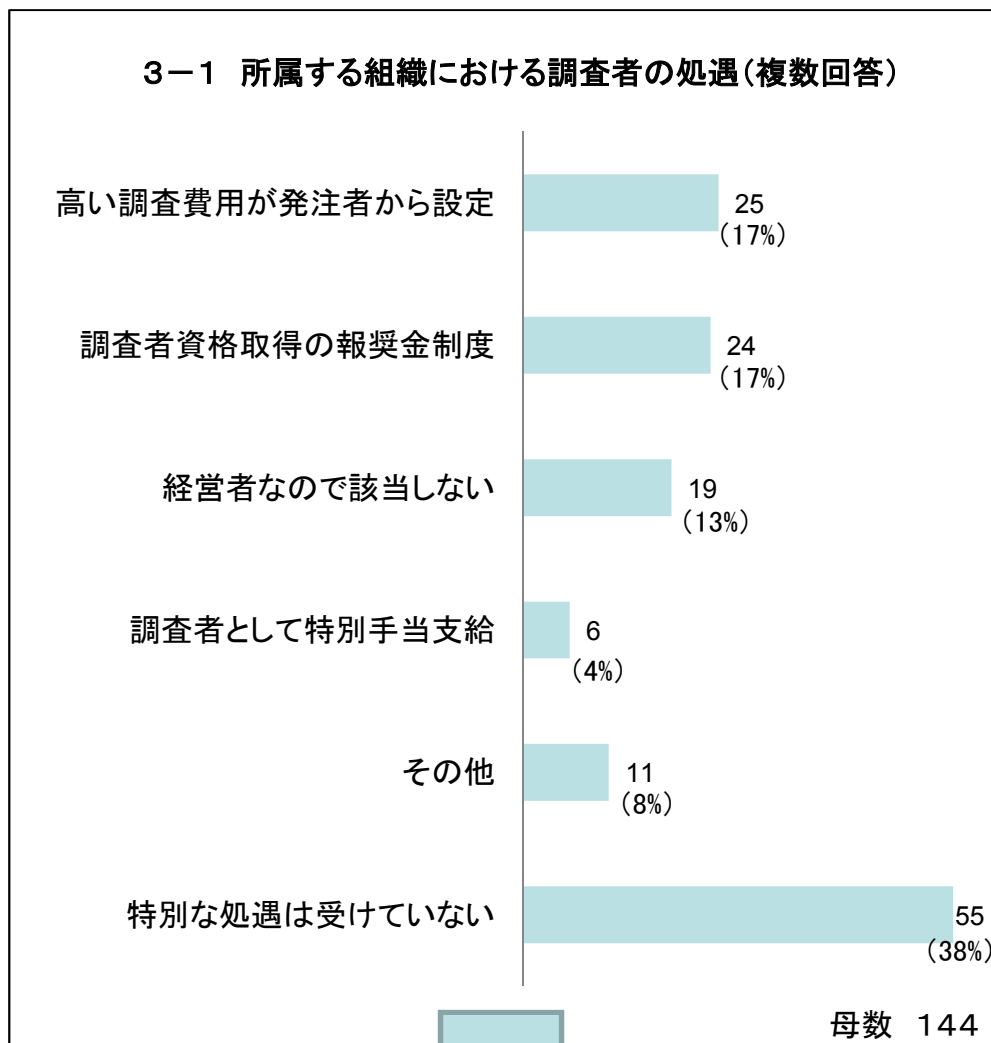
	実績あり	実績なし
建物取引時	59(41%)	85
通常使用時	89(62%)	55
増改築・改修時	124(86%)	20
解体時	124(86%)	20

母数144

約9割の調査者が解体、改修時の調査の実績がある。また、通常使用時の調査の実績がある調査者は約6割、建築物の取引時などにおける調査の実績がある調査者は約5割。



調査者に対する評価と処遇の現状について(所属する組織における調査者の処遇の現状)(3-1.)



資格取得についてメリットを感じている調査者が約2割いる一方、メリットを感じていない調査者は約4割いる。

各地域における地域内の調査者による調査の割合(2.2-1(2))

地方	各地域での調査数	各地域内の調査者による調査数	地域内の調査者による調査の割合
北海道	495	480	97.1%
東北	1,191	822	69.0%
関東	15,912	15,852	99.6%
北陸・甲信越	552	455	82.3%
東海	2,230	2,137	95.8%
近畿	2,125	2,014	94.7%
中国	230	147	64.0%
四国	342	300	87.8%
九州	1,722	1,629	94.5%

北海道、関東、東海、近畿、九州地方においては、ほぼ、地域内の調査者によるものであるが、東北や中国地方においては、地域内の調査者による割合が約6割と他の地域よりも低く、他の地域の調査者が一定程度調査を請け負っている状況。

海外のアスベスト調査資格における更新講習

○米国、英国のアスベスト調査資格者はいずれも以下の役割が期待されている。

- ・建物のアスベスト建材の種類と場所の特定
- ・建材の劣化、破損状況の評価
- ・建材の劣化や破損の原因を特定
- ・通常利用時のアスベストの管理状況について報告書の作成
- ・改修や解体工事前の事前調査報告書を作成

○両国のアスベスト調査資格における更新講習ともに、アスベスト調査における基礎事項の復習が主である。

国名	資格の名称	更新講習の概要	日程	更新期間
米国	アスベスト・インスペクター	<ul style="list-style-type: none">・法改正事項(直近で法改正があった場合)・調査方法、分析方法の復習・調査時の防護措置・リスクコミュニケーション など	1日間の更新講習(座学+試験)	1年
英国	アスベスト・サーベイヤー	<ul style="list-style-type: none">・法令事項の復習・アスベストに関する基礎知識の復習(健康影響、アスベスト建材、建築物中の使用箇所など)・調査方法、リスク評価方法の復習	1日間の更新講習(座学+試験)	1年

国内の建築、石綿関連の資格更新制度

NO	資格名	更新制度の概要	更新期間
1	1級建築士	<ul style="list-style-type: none"> ○定期講習(1日)の義務付け ○関係法令の改正内容や最新の建築技術、直近の処分事例など最近の建築関連の動向をキャッチアップさせることが目的 	3年
2	2級建築士		
3	木造建築士		
4	構造設計1級建築士		
5	設備設計1級建築士		
6	アスベスト診断士 (一社)JATI協会)	<ul style="list-style-type: none"> ○法改正情報をはじめとする石綿関連の最新情報をキャッチアップさせることが目的 ○更新講習(半日)の受講 	2年
7	環境測定分析士、 環境騒音・振動測定士 上級 (一社)日本環境測定 分析協会)	<ul style="list-style-type: none"> ○5年間の登録期間中の実務経験や研修の受講など活動実績に応じたポイントの取得による更新 ○通常時から知識・技能の維持向上をさせることが目的 	5年
8	CASBEE評価員 ー建築環境総合性能評 価システムー (財)建築環境・省エネ ルギー機構)	<ul style="list-style-type: none"> ○更新講習の受講もしくは活動実績に応じたポイントの取得による更新 ○知識・技能の維持向上をさせることが目的 	5年
9	建築設備士	<ul style="list-style-type: none"> ○資格更新はなし ・実務実績や研修の受講などの活動実績をポイント化し、それぞれの実務能力の指標としている ・通常時から知識・技能の維持向上をさせることが目的 	-

今後の取組方針について（案）

社会資本整備審議会

建築分科会 アスベスト対策部会

- 小規模民間建築物を対象とした調査結果や推計等により、平成元年以前の小規模建築物（約 130 万棟）についても、約 5～6% 程度吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が存在すると考えられ、また、大規模建築物についても対策が必要なものが一定程度残っている。このため、既存建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査や除去等の必要性は依然高いと考えられる。
- 今後は、小規模民間建築物を含めた対応を視野に入れ、より多くの建物所有者を対象とした対策の実施が必要となることから、各地方公共団体においては、対象となる建築物の優先順位を定め、吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、建築物石綿含有建材調査者による調査などを通じ、実態把握や除去等に係る対策を進めることが必要である。
- 具体的には、業界の自主規制が行われるようになった平成元年以前の建築物で、社会的リスクの大きいものを優先的に把握していくことが必要であり、不特定多数の者が利用する建築物（例えば、一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、建築基準法に基づく定期報告の対象とされている建築物）が想定される。これらの建築物において、アスベスト台帳の整備を各地方公共団体において計画的に進めるとともに、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については、除去等の対策を進めることが必要である。

- また、すでに台帳整備が進んでいる地方公共団体においては、さらなる取組みとして、上記に加え、特定多数の者が利用する建築物も、順次、台帳の対象に追加することなどが求められる。
- さらに、吹付けアスベスト等に関する対策の必要性が建築物の所有者・管理者において必ずしも十分に認識されていない現状や、今後はアスベスト台帳の対象を拡充していく状況を鑑み、各地方公共団体においては、重点的に対応すべき用途・規模等を定め、関係する業界団体との連携を通じ、より積極的かつ効率的に周知徹底を図ることが必要である。
- 国土交通省においては、引き続き、こうした地方公共団体の取組みを促し、かつ、支援していく必要がある。